

# 青森市 下水道事業 農業集落排水事業 財政計画(平成27~29年度)

“きれいな 豊かな まちを 次世代へ”

## 目 次

- 1 はじめに……1ページ
- 2 事業の沿革……3ページ
- 3 下水道事業決算状況……5ページ
- 4 事業を取り巻く環境……6ページ
- 5 現行下水道使用料による収支見込……7ページ
- 6 一市二制度の検証……17ページ
- 7 使用料改定案……20ページ
- 8 改定(案)下水道使用料による財政計画……21ページ
- 9 今後見込まれる事業内容……22ページ
- 10 経営指標と次回以降の使用料改定の考え方……23ページ
- 11 農業集落排水事業について……24ページ
- 12 参考資料 用語解説など……32ページ



青森市環境保全シンボルキャラクター  
地球の王子様「エコル」

# 1 はじめに

## (1) 下水道使用料を見直す背景

### 【整備状況】

本市の下水道事業は、昭和27年に中心市街地を対象に水害解消を主な目的として着手し、その後、下水道に対する市民の要望が、水洗化へと変化し始めたことから、水洗化による生活環境の改善、また、陸奥湾や河川等の公共用水域の水質保全を目的とし、市の施策として鋭意整備をすすめてきました。その結果、下水道事業による人口普及率は、平成24年度末において77.8%に達し、全国平均を上回っております。

また、農業集落排水施設については、農村地域における汚水処理事業として、生活環境の向上や農業用水の水質保全を目的とし整備され、現在、10地区において供用されております。

### 【使用料に係る一市二制度】

平成17年には、処理場を有する単独公共下水道の旧青森市と岩木川流域下水道に接続する流域関連公共下水道の旧浪岡町の市町合併により、異なる事業を同一事業会計において行うこととなりました。その際に、旧市町における下水道事業の財政計画に基づく各下水道使用料等を当面継続することとしました。

また、旧青森市における最後の改定となった平成14年度までは、4年サイクルでの見直し(3カ年の財政計画)により段階的に使用料を引き上げてまいりましたが、近年は収支の均衡が保たれて推移していることと、一市二制度の継続を理由とし、現在まで使用料を据え置いております。

### 【今後の経営見通し】

これまでの使用料の据置は安定した収入の伸びによるものですが、汚水管渠の面的連続性を重視し整備している近年の下水道整備区域は人口密度の低い郊外へと拡大していることから、整備拡大が使用料収入の増加に結びつきづらい傾向にあり、また、人口減少の影響も懸念され経営見通しは厳しいものと見込んでおります。

また、今後は過去に建設した施設や管渠の更新期を迎えようとしていることから、必要となる更新経費を計画的に見込み、健全な経営を継続できるよう計画の策定を行う必要があります。

### 【公平性の確保】

下水道事業の公共的役割及び将来の懸念から、使用料における「公平性の確保」はもっとも重視すべき点であります。

本審議会のもととなる「青森市下水道使用料等審議会条例」の(趣旨)第1条における、「均衡ある発展」とは、事業運営の健全化と使用者である市民の公共福祉の増進との間での均衡、異なる地域間、さらには異なる世代間など、あらゆる点での「均衡ある発展」に適う使用料の設定が重要であることを意味します。

## (2) 使用料改定の概要

### 【算定にあたっての基本的考え方】

「下水道使用料算定の基本的考え方」(国土交通省監修、日本下水道協会発行)、及び過去数次にわたる下水道財政研究委員会からの「提言」をもとに、本市の現状や県内・東北主要都市等の状況を考慮し、算定しました。

また、使用料水準については、「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」(平成18年3月総務省)で示されている国の方針を参考とし、一般会計繰入金等については、毎年度、総務省から通知されている「地方公営企業繰出金について」に定められている繰出基準に準拠しています。

### 【使用料対象経費】

雨水処理に要するものは公費(一般会計繰入金)で、汚水処理に要するものは私費(使用料)で負担することを原則とします。

使用料で回収すべき対象経費は、汚水処理に要する維持管理費と資本費(公債費)の全てであることが原則ではありますが、繰出基準により一部公費負担が認められている経費もあります。

### 【使用料算定期間】

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたって、その期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなります。

このことから、一般的に3～5年程度が適当とされていますが、本計画期間内に実施される事業の効果をできるだけ早めに反映させるため、本市では、**平成27年度から平成29年度までの3年間**を今回の算定期間とします。

### 【改定内容】

現在、青森地区と浪岡地区それぞれの基本使用料・従量使用料や種別・用途区分が設定されている使用料体系を、下水道条例及び農業集落排水施設条例に定める**青森地区の使用料体系に統合**することとします。

ただし、浪岡地区の一部使用者における負担の増加を考慮し、**平成27年度の期間中は経過措置**による暫定単価を適用するため、実質的な統合は、平成28年度からとなります。

### 【実施時期】

- ・平成27年4月適用(5月検針分から)(浪岡地区における経過措置)
- ・平成28年4月適用(5月検針分から)(経過措置の終了・統一使用料の開始)

## 2 事業の沿革

### (1) 下水道事業

昭和42年 供用開始(青森地区)

平成2年 水道料金比例制から現行体系の二部使用料制の導入  
(平均改定率28.4%・資本費算入率35%・20m<sup>3</sup>あたり1,957円)

平成6年 青森地区使用料改定(平均改定率27.4%・資本費算入率54%・20m<sup>3</sup>あたり2,441円)

平成8年 温泉浴場用の区分新設

平成9年 供用開始(岩木川流域下水道へ接続)(浪岡地区)

平成10年 青森地区使用料改定  
(平均改定率13.0%・資本費算入率75%・20m<sup>3</sup>あたり2,856円)

平成15年 青森地区使用料改定  
(平均改定率3.9%・資本費算入率95%・20m<sup>3</sup>あたり2,967円)

平成17年 旧青森市と旧浪岡町の市町合併(使用料は一市二制度とする)  
水道部と下水道部を統合し、上下水道部設置(企業化検討)  
また、農業集落排水事業が農林水産部より移管

平成23年 下水道事業部門の企業局から環境部への移管

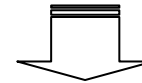
平成25年 消費税増税にかかる使用料改定(20m<sup>3</sup>あたり3,052円)

平成26年 使用料改定のため「青森市下水道使用料等審議会」の設置

#### 【財政措置等の制度変更】

平成16年 資本費平準化債拡大分の創設

平成18年 国の繰出基準の変更  
及び特別措置分の創設



- ・実態に即した雨水・汚水の比率による繰出基準
- ・起債制度の創設による財源調達が多様化
- ・普通交付税の現年措置から後年度措置(起債償還費)へのシフト

## (2) 農業集落排水事業

平成7年 牛館地区供用開始(下水道使用料と同一の使用料を採用)

平成9年 諏訪沢地区、高田地区供用開始

平成10年 青森地区使用料改定(下水道事業・農業集落排水事業)  
(平均改定率13.0%・20㎡あたり2,856円)

平成12年 孫内地区、入内地区供用開始

平成13年 青森野沢地区供用開始

平成14年 細越地区供用開始

平成15年 青森地区使用料改定(下水道事業・農業集落排水事業)  
(平均改定率3.9%・20㎡あたり2,967円)  
八幡林地区供用開始(公共下水道へ接続)

平成17年 旧青森市と旧浪岡町の市町合併(使用料は一市二制度とする)  
水道部と下水道部を統合し、上下水道部設置(企業化検討)  
また、農業集落排水事業が農林水産部より移管  
浪岡野沢地区供用開始

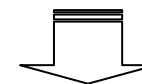
平成19年 桑原地区供用開始(公共下水道へ接続)

平成25年 消費税増税にかかる使用料改定(下水道事業・農業集落排水事業)  
(20㎡あたり3,052円)

平成26年 使用料改定のため「青森市下水道使用料等審議会」の設置

・国の財政措置(変更も含め)は、下水道事業とほぼ同じである。

・使用料の改定については、設定以来、下水道使用料と同一としてきた。



収支見込などは個別で検証するものの、事業構造及び使用料設定の経緯から、改定等については下水道使用料に合わせて、方向性を検討するため、以降、主要な説明は下水道事業を中心とする。

### 3 下水道事業決算状況(平成18~24年度)

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
歳入	受益者負担金等	182,605	112,800	119,838	107,447	114,522	143,199	
	下水道使用料	3,995,248	4,042,408	4,017,222	4,096,472	4,170,505	4,202,451	
	一般会計繰入金	1,672,054	1,562,842	1,424,833	1,745,793	1,516,630	1,464,354	
	国庫補助金	2,590,840	1,430,964	1,381,429	1,531,600	1,246,593	997,680	
	市債	3,726,100	3,972,000	4,720,000	4,254,400	3,808,300	3,586,300	
	建設事業債	1,459,000	1,609,900	2,135,100	1,515,300	1,408,500	1,178,300	
	資本費平準化債	1,343,800	1,425,500	1,621,000	1,770,300	1,458,200	1,514,900	
	特別措置分	923,300	936,600	963,900	968,800	941,600	893,100	
	その他	152,462	139,343	52,416	135,641	117,289	102,457	
	計	12,319,309	11,260,357	11,715,738	11,871,353	10,973,839	11,250,355	10,496,441
歳出	維持管理費	1,902,711	1,950,238	1,853,231	2,041,428	1,971,939	1,925,780	1,899,043
	管渠	170,662	138,664	177,603	206,261	190,419	169,854	156,511
	ポンプ場	247,031	246,471	273,344	303,115	275,252	273,775	232,106
	処理場	936,092	1,086,446	978,479	1,042,869	922,298	929,981	910,511
	一般管理	504,080	436,695	378,714	441,431	529,949	498,739	541,674
	流域下水道	44,846	41,962	45,091	47,752	54,021	53,431	58,241
	建設改良費	4,226,375	3,151,751	3,636,338	3,424,347	2,798,515	2,728,141	2,331,209
	補助	3,295,600	2,483,768	2,569,000	2,982,400	2,625,333	2,537,479	2,090,933
	単独	930,775	667,983	1,067,338	441,947	173,182	190,662	240,276
	公債費	6,076,466	6,126,179	6,119,988	6,297,551	6,128,964	6,515,550	6,141,011
	うち元金	3,589,417	3,730,963	4,121,025	4,414,464	4,325,706	4,756,310	4,449,206
	うち利子	2,487,049	2,395,216	1,998,963	1,883,087	1,803,258	1,759,240	1,691,805
	計	12,205,552	11,228,168	11,609,557	11,763,326	10,899,418	11,169,471	10,371,263
形式収支	113,757	32,189	106,181	108,027	74,421	80,884	125,178	
翌年度に繰越すべき財源	0	0	0	28,900	5,238	12,030	0	
実質収支	113,757	32,189	106,181	79,127	69,183	68,854	125,178	

※経年比較のため、借換債は歳入歳出から控除した。

#### 【普及等の状況】

行政人口 A	311,101	308,616	306,263	304,321	302,957	300,778	298,462
処理区域内人口 B	218,468	222,702	225,508	228,829	231,808	232,865	232,292
水洗化人口 C	191,696	194,308	195,325	197,607	203,233	200,747	200,311
普及率 B/A	70.2%	72.2%	73.6%	75.2%	76.5%	77.4%	77.8%
水洗化率 C/B	87.75%	87.25%	86.62%	86.36%	87.67%	86.21%	86.23%
有収水量 (m <sup>3</sup> )	20,425,184	20,766,990	20,623,079	21,332,061	21,779,167	21,685,233	21,989,845

■整備を継続することにより、増収基調にあるものの、伸びは鈍化している。

■建設事業債は減少する一方で、財源補填的な起債を発行しているが、発行総額としては低下傾向にある。

■市全体における予算統制及び定員管理もあり、安定している。  
■青森地区の施設は直営であるため、人件費による増減の影響が大きい。  
■浪岡地区の流域下水道負担金は水量に伴い増加傾向にある。

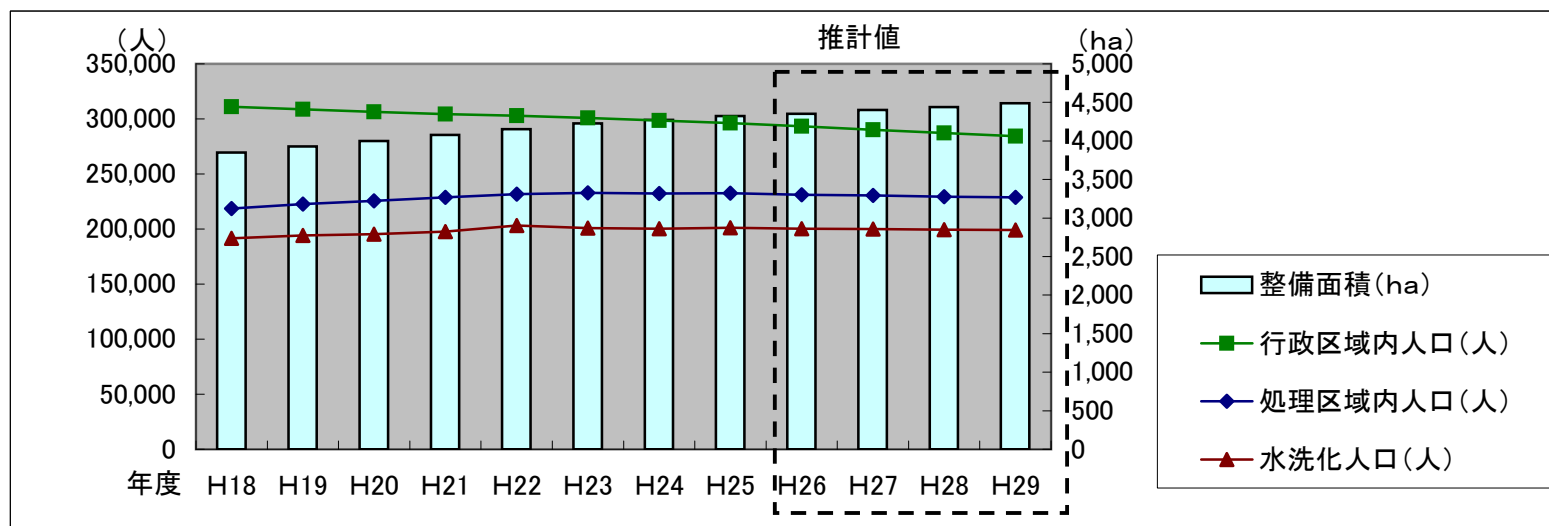
■単独事業費は、国の財政措置の減額もあり抑制してきた。

■高い利率で借入していた公的資金を補償金免除で繰上償還し、低利で借換えした。  
(H19~H21において、8,571,100千円を借換えすることにより、総額2,151,871千円の利息軽減が図られた。)

■行政人口は減少傾向にあるが、処理区域内人口及び水洗化人口は、整備を継続しているため、増加傾向にある。  
■水洗化率が伸び悩む理由は、近年、整備した区域における接続率が低いためであると考えられる。

## 4 事業を取り巻く環境

「青森市における人口減少対策の基本的な方向性」によれば、平成22年度の国勢調査人口299,520人を基準とし、平成32年には270,082人、平成42年には233,456人で、基準年度と比較し66,064人(同22.1%)の減少が見込まれている。この減少ペースで行政区域内人口(住民基本台帳人口)を推計すると、毎年度1%程度減少していくものと考えられる。この人口減少の傾向は、今後、下水道事業の運営に大きな影響を与えるものと考えられる。



(下水道事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
普及率 (%)	70.2%	72.2%	73.6%	75.2%	76.5%	77.4%	77.8%	78.5%	78.9%	79.4%	79.9%	80.5%
水洗化率 (%)	87.75%	87.25%	86.62%	86.36%	87.67%	86.21%	86.23%	86.52%	86.65%	86.80%	86.95%	87.10%

行政区域内人口の減少ペースと比較し、処理区域内人口の減少ペースが緩やかである理由は、管渠整備の継続により、処理区域がわずかながらでも拡大しているためである。

しかしながら、下水道事業の採算性に大きく影響する処理区域内人口密度が低下傾向にあるため、今後の整備にあたっては、将来の事業運営を見据えた計画性がますます重要になってきている。

このような状況下においては、普及率の向上のみでは事業運営に必要な収入の確保に必ずしも結びつかないため、今後は水洗化人口及び水洗化率を維持していくことが、効率的な事業運営のために不可欠と考え、**平成27年度より水洗化率を前年比0.15%ずつ向上させること**を目標とする。(農業集落排水事業においては、水洗化率がまだ低いことから前年比1.5%ずつ向上させることを目標とする。)

・普及率 (%) =  
 $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$   
 ・水洗化率 (%) =  
 $\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$

## 5 現行使用料による収支見込(平成27~29年度)

推計した人口と目標としている水洗化率及び過去の実績を基礎とした。  
⇒各水量ランクごとの件数及び水量を推計することにより収入見込額を算出している。

### (1) 下水道使用料収入の見込み

(単位: 件、m<sup>3</sup>、千円)

		平成25年度 (決算見込)	前年度 比(%)	平成26年度	前年度 比(%)	平成27年度	前年度 比(%)	平成28年度	前年度 比(%)	平成29年度	前年度 比(%)
青森地区	件数	1,046,937	1.8	1,058,531	1.1	1,062,727	0.4	1,058,857	△ 0.4	1,055,229	△ 0.3
	有収水量	21,151,417	△ 0.4	21,364,464	1.0	21,410,009	0.2	21,326,600	△ 0.4	21,264,121	△ 0.3
	使用料収入	4,065,045	△ 0.2	4,246,660	4.5	4,240,790	△ 0.1	4,226,226	△ 0.3	4,212,882	△ 0.3
	1件あたりの水量	20.20	△ 2.1	20.18	△ 0.1	20.15	△ 0.2	20.14	△ 0.0	20.15	0.0
浪岡地区	件数	33,479	3.0	34,596	3.3	35,556	2.8	36,564	2.8	37,596	2.8
	有収水量	762,102	0.1	887,557	16.5	910,011	2.5	932,305	2.4	955,063	2.4
	使用料収入	128,935	0.3	167,834	30.2	170,211	1.4	174,493	2.5	178,654	2.4
	1件あたりの水量	22.76	△ 2.8	25.65	12.7	25.59	△ 0.2	25.50	△ 0.4	25.40	△ 0.4
合計	件数	1,080,416	1.8	1,093,127	1.2	1,098,283	0.5	1,095,421	△ 0.3	1,092,825	△ 0.2
	有収水量	21,913,519	△ 0.3	22,252,021	1.5	22,320,020	0.3	22,258,905	△ 0.3	22,219,184	△ 0.2
	使用料収入	4,193,980	△ 0.2	4,414,494	5.3	<b>4,411,001</b>	△ 0.1	<b>4,400,719</b>	△ 0.2	<b>4,391,536</b>	△ 0.2
	1件あたりの水量	20.28	△ 2.1	20.36	0.4	20.32	△ 0.2	20.32	△ 0.0	20.33	0.1

※上記の数値は、調定額をベースに算出した収入見込額である。

※各年度の使用料収入には滞納繰越分も含む。

※平成26年度から消費税8%に対応した使用料とした。また、収入見込額は、件数・水量の見込に関わらず当該年度の当初予算額とした。

※平成27年10月から予定されている消費税率10%については、実質的な収支に影響を及ぼさないことから8%での試算とした。

### 傾向及び考え方

- ・節水意識の高まりによる1件あたりの水量の低下傾向、世帯数の増加(分離を含む)による件数の増加傾向を踏まえ試算した。
- ・ただし、浪岡地区における平成26年度からの水量及び収入の増加は、大口事業者の接続によるものであり、全体の数値にも影響している。
- ・結果として、人口減少の影響から、**青森地区においては減収、浪岡地区は水洗化率がまだ低い現状から、増収の見込み**とした。



## (2) 下水道維持管理費の見込み

### ① 管渠費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
合計	164,136	192,705	152,652	153,238	154,368	
修繕費	72,117	96,173	58,004	58,004	58,004	…管路・マンホールの補修など
材料費	6,069	6,030	6,030	6,030	6,030	
委託料	29,761	30,564	30,596	30,596	30,596	…都市下水路の清掃委託料など
人件費・その他	56,189	59,938	58,022	58,608	59,738	
雨水処理費等	69,697	87,363	85,958	85,875	86,085	
汚水処理費等	94,439	105,342	66,694	67,363	68,283	

管渠に係る費用は、管渠施設、雨水幹線及び都市下水路の補修、清掃などであり、施設の耐久性及び機能の維持、道路陥没や水害等の事故の防止を図っている。

管渠の延長は、汚水管が多数を占めているものの、都市下水路の清掃等に経費を要しているため、雨水処理費の比率が高くなっている。

### ② ポンプ場費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
合計	276,493	315,264	253,699	276,691	253,533	
動力費	75,250	86,564	86,564	86,564	86,564	…主に電気料、燃料費
修繕費	13,501	10,988	8,242	10,371	8,743	
材料費	64	295	295	295	295	
薬品費	1,005	1,102	1,129	1,129	1,129	…処理用薬品(雨水放流用)
委託料	39,338	44,452	45,662	42,252	47,276	
人件費・その他	147,335	171,863	111,807	136,080	109,526	
雨水処理費等	83,610	89,210	77,620	87,541	80,143	
汚水処理費等	192,883	226,054	176,079	189,150	173,390	

処理区域が平坦であるとか広範囲にわたるなどの理由で、自然流下だけでは処理場まで送水できない場合、中継ポンプ場により、揚水及び送水を行う必要がある。青森市には有人施設である蜷貝ポンプ場のほか、無人ポンプ場が15施設設置されており、処理場への送水や雨天時に付近の河川や海への放流を行っている。

汚水の送水が主なものであるため、汚水処理費の割合が比較的多くなっている。

### ③処理場費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	1,000,940	970,857	891,813	890,615	928,925
動力費	172,517	210,007	210,007	210,007	210,007
修繕費	20,192	11,712	15,920	14,370	19,554
材料費	219	459	459	459	459
薬品費	46,068	52,116	55,140	55,607	55,140
委託料	304,715	332,579	328,025	325,201	333,275
人件費・その他	457,229	363,984	282,262	284,971	310,490
雨水処理費等	101,183	98,184	96,936	101,902	101,575
污水処理費等	899,757	872,673	794,877	788,713	827,350

…主に電気料、燃料費

…水質検査薬品、処理用薬品

…脱水ケーキ(汚泥)処分委託料ほか

下水処理場とは、各家庭・事業所等から流れてくる下水を最終的に処理してきれいな水に再生してから川や海へ放流するための施設で、青森市には**八重田浄化センター**と**新田浄化センター**の2つの処理場があり、24時間監視体制で適切な維持管理に努めている。

特に八重田浄化センターは合流式による処理を行っているため、大雨による流入水増加への対応など、自然災害にも備えた施設の機能保持が必要である。

八重田浄化センターでは水質管理業務も行っており、処理場からの放流水が川や海を汚さないよう水が処理されているか、処理区域内の事業所に対しては下水道に損害を与える排水や排除基準を超えるような排水が排出されていないか検査・指導している。

また、下水処理水の熱エネルギーを利用して雪を融かし、雪の中に含まれるゴミや土砂を取り除いて海へ放流するための積雪・融雪処理施設を有しており、冬期間以外は、八重田浄化センターに多量の雨水が流入した時に、特に汚れのひどい初期の雨水を一時貯留し、降雨の影響が無くなってから浄化センターで処理しており、陸奥湾の汚濁負荷軽減を図っている。

新田浄化センターでは下水の処理を行いながら、下水汚泥の処理の中で発生するメタンガスを燃料とした発電機を運転して、電力を削減するとともに排熱も利用することで、下水汚泥を有効利用している。

処理場の維持管理に関する経費は施設の動力費のほか、脱水ケーキ処分等の汚泥処理にかかる委託料の割合が多く、主に污水処理となるため、その多くが污水処理費に分類される。

#### ④一般管理費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	513,651	495,201	721,220	704,746	708,480
委託料	46,496	63,233	231,693	231,504	230,664
人件費・その他	467,155	431,968	489,527	473,242	477,816
雨水処理費等	103,883	79,896	45,707	60,481	36,394
汚水処理費等	409,768	415,305	675,513	644,265	672,086

一般管理費の経費で大きな割合を占めるのは、下水道使用料徴収委託料と消費税の支払である。

下水道使用料の徴収を水道事業に委託し、同時に徴収することで、使用者の利便性の向上及び業務の効率化を図っている。

また、課税売上である下水道使用料に応じて、支払消費税の経費が生じている。

上記の経費は全て汚水処理費となるため、汚水処理費の割合が高い。

#### ⑤流域下水道費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	61,851	77,546	77,975	81,804	85,815
委託料	386	544	544	544	544
その他	61,465	77,002	77,431	81,260	85,271
雨水処理費等	0	0	0	0	0
汚水処理費等	61,851	77,546	77,975	81,804	85,815

・・・流域下水道維持管理負担金

浪岡地区の汚水処理事業は、青森県が設置、管理をしている岩木川流域下水道へ接続する「流域関連公共下水道」であり、処理場、ポンプ場、幹線管渠などの維持管理及び建設に要した元利償還金に係る費用に対して、各構成市町村の流入水量の割合に応じて負担金を拠出している。

浪岡地区の水量増加に伴い、負担金も増加すると見込んでいる。

計画期間内の整備面積及び処理区域内人口は、未普及管渠整備にかかる事業費を基礎とし算出した。

### (3) 下水道建設改良費の見込み

(単位：千円)

区 分	平成25年度 (決算見込)	平成26年度 (予算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
補助	管 渠	1,182,418	647,510	1,129,000	857,000	1,132,000
	ポ ン プ 場	435,281	1,080,821	727,000	738,000	597,000
	処 理 場	537,181	627,402	336,000	597,000	463,000
	計	2,154,880	2,355,733	2,192,000	2,192,000	2,192,000
単 独 ( 管 渠 等 )	345,554	409,771	309,662	355,925	331,872	
岩木川流域下水道建設負担金	9,916	15,170	10,000	10,000	10,000	
事 業 費 合 計	2,510,350	2,780,674	2,511,662	2,557,925	2,533,872	
うち雨水事業費	213,419	956,895	104,725	446,083	314,374	
うち汚水事業費	2,296,931	1,823,779	2,406,937	2,111,842	2,219,498	
財 源	国 庫 補 助 金	1,096,710	1,205,290	1,096,000	1,111,000	1,100,000
	市 債	1,290,500	1,410,000	1,341,700	1,326,700	1,337,700
	受 益 者 負 担 金 等	114,713	99,489	69,237	104,142	81,798
	一 般 会 計 繰 入 金	8,427	65,895	4,725	16,083	14,374

■近年、要望どおりの補助基本額を確保することが難しくなっている中で、長寿命化計画によるものを含む施設の改築更新事業を優先し、管渠整備費を抑制している。  
また、期間内において新設整備する富田雨水ポンプ場の影響も大きい。

#### ◆主な整備内容

管渠	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管渠	・八重田処理区 (筒井・奥野・矢田・三本木など) ・新田処理区 (羽白・三内・平岡・三好など) ・浪岡処理区 (高屋敷)	・八重田処理区 (筒井・野内・矢田・三本木など) ・新田処理区 (羽白・三内・平岡・三好など) ・浪岡処理区 (高屋敷)	・八重田処理区 (筒井・野内・矢田・三本木など) ・新田処理区 (羽白・三内・平岡・新城など) ・浪岡処理区 (高屋敷)	・八重田処理区 (筒井・矢田・三本木・妙見など) ・新田処理区 (羽白・三内・平岡・新城など) ・浪岡処理区 (高屋敷)	・八重田処理区 (筒井・矢田・三本木・妙見など) ・新田処理区 (羽白・三内・平岡・新城など) ・浪岡処理区 (高屋敷)
ポンプ場	・浅虫ポンプ場整備 ・富田ポンプ場整備 ・改築更新(蜷貝ポンプ場など)	・富田ポンプ場整備 ・改築更新(蜷貝ポンプ場など)	・富田ポンプ場整備 ・改築更新(蜷貝ポンプ場など)	・富田ポンプ場整備 ・改築更新(蜷貝ポンプ場など)	・富田ポンプ場整備 ・改築更新(蜷貝ポンプ場など)
処理場	・改築更新(八重田浄化センター、新田浄化センター)	・改築更新(八重田浄化センター、新田浄化センター)	・改築更新(八重田浄化センター、新田浄化センター)	・改築更新(八重田浄化センター、新田浄化センター)	・改築更新(八重田浄化センター、新田浄化センター)

■面的整備の連続性

■施設整備計画により重要度の高いものを優先

処理区域面積 (ha)	4,321.18	4,352.16	4,401.31	4,438.84	4,487.94
整備面積 (ha)	49.55	30.98	49.15	37.53	49.10
行政人口 (人) A	296,215	293,215	290,215	287,216	284,216
処理区域内人口 (人) B	232,434	231,230	230,516	229,464	228,717
水洗化人口 (人) C	201,106	200,361	200,088	199,519	199,212
普及率 B/A	78.5%	78.9%	79.4%	79.9%	80.5%
水洗化率 C/B	86.52%	86.65%	86.80%	86.95%	87.10%
処理区域内人口密度	53.8	53.1	52.4	51.7	51.0

■近年の整備地域の人口密度が低いことと、全体における人口減少の影響により、普及率・水洗化率が向上しても、使用料の対象となる人口は減少傾向にある。

#### (4) 下水道事業公債費及び起債発行額の見込み

##### 公債費の内訳

(単位:千円)

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 決算見込	平成26年度 予算	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
建設事業債等 A	6,043,733	6,055,563	5,986,167	6,082,322	5,784,860	5,984,193	5,429,406	5,307,949	5,195,080	5,218,092	5,243,617	5,154,462
資本費平準化債 B	32,733	64,199	115,204	184,712	275,869	390,550	501,746	597,778	760,118	831,874	877,613	1,027,880
特別措置分 C	0	6,417	18,617	30,517	68,235	140,807	209,859	264,943	327,472	380,140	439,784	495,639
計	6,076,466	6,126,179	6,119,988	6,297,551	6,128,964	6,515,550	6,141,011	6,170,670	6,282,670	6,430,106	6,561,014	6,677,981
(Aの対前年度増減)	-	11,830	△ 69,396	96,155	△ 297,462	199,333	△ 554,787	△ 121,457	△ 112,869	23,012	25,525	△ 89,155
(B・Cの対前年度増減)	-	37,883	63,205	81,408	128,875	187,253	180,248	151,116	224,869	124,424	105,383	206,122

##### 起債発行額の内訳

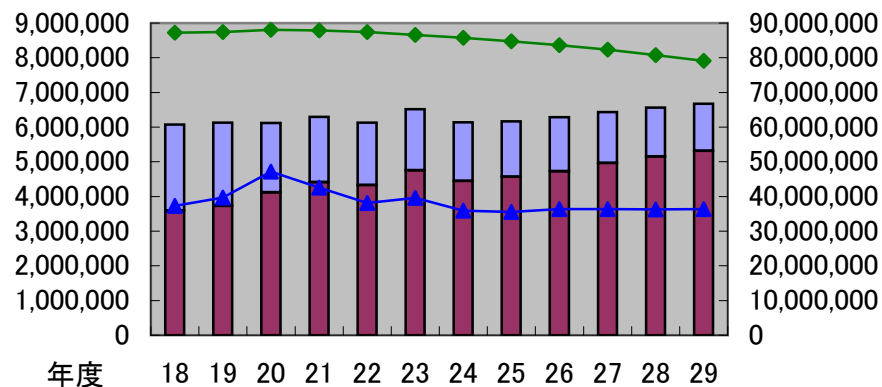
(単位:千円)

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 決算見込	平成26年度 予算	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
建設事業債	1,459,000	1,609,900	2,135,100	1,515,300	1,408,500	1,379,000	1,178,300	1,290,500	1,410,000	1,341,700	1,326,700	1,337,700
資本費平準化債	1,343,800	1,425,500	1,621,000	1,770,300	1,458,200	1,661,400	1,514,900	1,442,000	1,428,200	1,500,900	1,524,000	1,534,200
特別措置分	923,300	936,600	963,900	968,800	941,600	922,100	893,100	823,400	799,400	793,100	778,300	762,200
計	3,726,100	3,972,000	4,720,000	4,254,400	3,808,300	3,962,500	3,586,300	3,555,900	3,637,600	3,635,700	3,629,000	3,634,100

元利償還金及び  
起債発行額

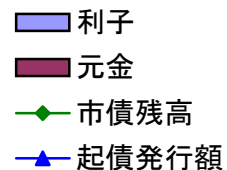
公債費の状況

市債残高(千円)



起債発行額は、建設改良費の減少とともに抑制されており、公債費については、繰り延べの性質を持つ資本費平準化債と国の基準変更後の補填財源である特別措置分が増減の太宗を占めている。

起債発行額が元金償還額を下回り始めた平成21年度から、市債残高は減少傾向にある。施設の更新需要がさらに高まる前に、市債残高を低減させる必要がある。



## (5) 下水道財政の仕組み

### 独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されている。

### 雨水公費・汚水私費の原則

基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとする。(受益者負担の原則)  
ただし、下水道の公共的役割に鑑み、汚水費用のうち、一定のものが公費負担となる。(分流式下水道に要する経費)

以上を前提とし、使用料の対象となる経費を算定する。

### 平成25年度決算見込額における使用料対象経費

(単位: 億円)

①維持管理費 20.2		②建設改良費 25.1		③公債費 61.7			
雨水 2.4	他 1.2	汚水 16.6		汚水 50.6		雨水 4.9	他 6.2
一般会計繰入金 3.6	他 0.3	使用料対象経費 16.3		使用料対象経費 (分流式含む) 28(1.9)	特別措置分 8.2	資本費平準化債 14.4	一般会計繰入金 11.1
使用料対象経費 44.3 (うち分流式 1.9)		使用料収入 41.9					

前年度繰越金による補填 0.5  
(前年度繰越金1.3-当該年度剰余金0.8)

※維持管理費と公債費のうち、汚水処理にかかる経費を分別し、起債や諸収入など使用料以外の財源分を控除する。

分流式下水道に要する経費  
に対する繰入金 1.9

繰出しの対象は、「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」であり、適正な使用料を徴収してもなお回収することが困難であるものとされるため、繰出額については実質的に各自治体で決めている。

### 公債費に対する国の財政措置

合流式	雨水 6割	汚水私費 4割	
分流式	雨水 1割	汚水公費 4割 (処理区域内人口密度による)	汚水私費 5割

汚水私費の例外

分流式下水道については、雨水と汚水の処理を完全に分けて行うことから公共用水域の水質保全への効果が高いこと、また合流式と比べ整備費用が割高となることから、平成18年度より国の繰出基準に加えられている。

①維持管理費・・・施設の運転管理にかかる人件費・動力費・薬品費、修繕料、使用料の徴収にかかる委託料、流域負担金など

②建設改良費・・・処理場、ポンプ場、管渠などの新設及び改築更新にかかる工事費など

③公債費・・・建設改良のために借入した地方債の元利償還金

## (6) 下水道事業繰出基準に基づく一般会計繰入金

現行使用料による収支見込の数値

(単位:千円)

	基準の項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基準内	【雨水処理に要する経費】	745,978	891,600	820,353	853,651	854,592
	【分流式下水道等に要する経費】 ※	184,761	0	126,196	179,952	322,121
	【流域下水道の建設に要する経費】	5,075	5,286	5,621	5,857	5,983
	【下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費】	11,312	6,964	6,411	6,483	6,642
	【水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費】	22,895	27,408	23,073	22,626	23,084
	【不明水の処理に要する経費】	12,958	7,014	13,223	14,847	13,750
	【下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費】	185,460	327,472	380,140	439,784	495,639
	【下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額】	38,315	38,316	38,316	38,317	38,316
	【下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額】	255,831	255,831	255,832	255,831	255,832
	【臨時財政特例債の償還に要する経費】	125,213	124,689	124,170	115,214	98,693
	【災害復旧費】	1,393	1,393	1,393	1,393	1,394
基準外	【談合国庫補助金返還金】	71,173	41,782	13,116	27,867	0
	計	1,660,364	1,727,755	1,807,844	1,961,822	2,116,046

※平成26年度は消費税増税で収入が増加する一方で、支払消費税の経費の増加は翌年度となるため一時的に収支が良く、分流式の繰入金が現時点で0となっている。

※分流式下水道へ繰出する前提

「分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの(※)に相当する額とする。」  
 ※適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうもの

◆適正な使用料の基準

国の指針では・・・  
 「適正な使用料」・・・使用料単価150円/m<sup>3</sup>以上  
 (平成24年度 青森市 191.11円)  
 (家庭用使用料3,000円/20m<sup>3</sup>・月)

(7) 現行下水道使用料による収支見込(平成27~29年度)

(単位：千円)

区 分		平成25年度 (決算見込)	平成26年度 (予算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	期間計
歳 入	受益者負担金等	114,672	99,489	69,237	104,142	81,798	255,177
	<b>下水道使用料 A</b>	4,193,980	4,414,494	4,411,001	4,400,719	4,391,536	13,203,256
	一般会計繰入金	1,660,364	1,727,755	1,807,844	1,961,822	2,116,046	5,885,712
	国庫補助金	1,096,710	1,205,290	1,096,000	1,111,000	1,100,000	3,307,000
	市債	3,555,900	3,637,600	3,635,700	3,629,000	3,634,100	10,898,800
	その他	156,259	30,289	19,345	19,350	19,494	58,189
	計	10,777,885	11,114,917	11,039,127	11,226,033	11,342,974	33,608,134
歳 出	<b>維持管理費</b>	2,017,071	2,051,573	2,097,359	2,107,094	2,131,121	6,335,574
	建設改良費	2,510,350	2,780,674	2,511,662	2,557,925	2,533,872	7,603,459
	公債費	6,170,670	6,282,670	6,430,106	6,561,014	6,677,981	19,669,101
	計	10,698,091	11,114,917	11,039,127	11,226,033	11,342,974	33,608,134
形式収支		79,794					
翌年度に繰越すべき財源		73					
実質収支		79,721					

※平成25年度の剰余金は決算見込に基づくものであり、平成26年度の数値には、この剰余金は反映しないものとする。

※経年比較のため、借換債は歳入歳出から控除した。

◆維持管理費と公債費の性質別分類

性質別	雨水処理費	731,746	1,021,829	1,023,447	1,048,074	1,050,855
	水質規制費	11,312	6,964	6,411	6,483	6,642
	水洗便所普及費	22,895	27,408	23,073	22,626	23,084
	不明水処理費	12,958	7,014	13,223	14,847	13,750
	その他	688,265	794,769	818,588	884,263	895,857
	汚水処理費 B	6,720,565	6,476,259	6,642,723	6,691,815	6,818,914
	うち維持管理費	1,658,698	1,696,920	1,791,138	1,771,295	1,826,924
うち公債費	5,061,867	4,779,339	4,851,585	4,920,520	4,991,990	

※繰出基準に該当し公費負担される経費。

汚水処理費控除財源 C	2,296,440	2,061,765	2,105,526	2,111,144	2,105,257
-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

使用料対象経費合計 B-C	4,424,125	4,414,494	4,537,197	4,580,671	4,713,657	13,831,525
経費回収率 A/(B-C)	94.8%	100.0%	97.2%	96.1%	93.2%	95.5%
分流式(汚水公費)繰入金 D	184,761	0	126,196	179,952	322,121	628,269
経費回収率(分流式繰入後) A/(B-C-D)	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◆経費回収率は低下する見込みではあるが、分流式繰入後の経費回収率で100%を維持し、分流式の繰入金がなくとも、他都市と比較し高い水準にあり、受益者負担の原則に則した状況にある。  
◆ただし、今後の使用料の見込みを含めた経営環境の厳しさと、財源を多額の起債で補填していることを考慮すると、値下げすることも難しい。

◆今回、全般的な改定はせず、一市二制度について検討する。



(8) 下水道使用料及び経営指標の比較

青森県内及び東北主要都市、岩木川流域構成市町村

区分	構成市町村及び地区	事業形態	基本水量	基本料金	従量単価 (1段目) (1m <sup>3</sup> 当たり)	下水道使用料 (20m <sup>3</sup> 当たり)	累進度 <small>小数点1位まで</small>	使用料単価 H24決算統計	経費回収率 (H24決算統計)		普及率 H24決算統計	水洗化率 H24決算統計
									分流式線入前	分流式線入後		
県市	つがる市	非法適	10m <sup>3</sup>	1,404.0円	118.80円	2,592円	1.9	120.25	18.1%	32.2%	16.4%	56.1%
県市	五所川原市	法適	0m <sup>3</sup>	715.34円	74.41円、122.15円	2,678円	3.0	200.10	84.4%	103.6%	33.8%	83.8%
県市	青森市(青森地区)	非法適	10m <sup>3</sup>	1,313.28円	173.88円	3,052円	2.7	191.11	93.1%	96.1%	77.8%	86.2%
流域	青森市(浪岡地区)	非法適	10m <sup>3</sup>	1,512.0円	151.20円	3,024円	1.8					
流域	平川市	法適	10m <sup>3</sup>	1,535.0円	153.00円	3,065円	1.6	161.95	79.1%	79.1%	71.5%	78.6%
県市	三沢市	非法適	0m <sup>3</sup>	1,110.0円	99.00円	3,090円	2.5	183.03	52.0%	70.1%	57.6%	82.9%
流域	弘前市(弘前地区)	法適	10m <sup>3</sup>	1,320.0円	177.00円	3,090円	2.4	182.42	82.3%	117.4%	81.5%	91.3%
流域	弘前市(岩木地区)		10m <sup>3</sup>	1,320.0円	171.00円	3,030円	1.8					
流域	弘前市(相馬地区)		10m <sup>3</sup>	1,320.0円	150.00円	2,820円	1.7					
県市	むつ市	非法適	10m <sup>3</sup>	1,252.8円	198.72円	3,240円	1.6	158.22	12.3%	30.2%	8.9%	33.4%
県市	八戸市	非法適	5m <sup>3</sup>	1,172.88円	23.76円、203.04円	3,322円	1.5	200.37	58.7%	87.6%	56.2%	85.2%
県市	十和田市	法適	10m <sup>3</sup>	1,823.04円	214.92円	3,972円	1.7	216.27	72.3%	93.8%	64.1%	82.2%
流域	黒石市	法適	10m <sup>3</sup>	1,985.04円	198.72円	3,972円	1.6	217.65	115.6%	115.6%	58.7%	88.7%
流域	板柳町	法適	10m <sup>3</sup>	1,440.0円	144.00円	2,880円	1.6	151.26	41.4%	110.9%	48.8%	76.2%
流域	大鰐町	非法適	10m <sup>3</sup>	1,512.0円	151.00円	3,022円	1.8	149.25	19.2%	98.5%	52.3%	49.2%
流域	藤崎町	法適	8m <sup>3</sup>	1,404.0円	180.00円	3,564円	1.9	188.29	64.7%	100.0%	47.4%	72.7%
流域	田舎館村	法適	10m <sup>3</sup>	1,974.0円	199.00円	3,964円	1.2	198.73	86.5%	86.5%	88.6%	84.4%
東北	仙台市	法適	10m <sup>3</sup>	759.24円	112.32円	1,882円	6.0	150.14	111.4%	111.4%	97.6%	99.3%
東北	盛岡市	法適	0m <sup>3</sup>	977.0円	44.0円、99.0円	2,407円	2.6	152.96	68.8%	96.9%	88.1%	96.4%
東北	福島市	非法適	10m <sup>3</sup>	1,188.0円	162.00円	2,808円	3.0	190.59	59.8%	65.5%	62.7%	94.6%
東北	いわき市	非法適	10m <sup>3</sup>	1,432.08円	156.6円	2,998円	2.0	173.81	68.2%	99.5%	49.9%	87.4%
東北	郡山市	法適	10m <sup>3</sup>	1,283.0円	173.00円	3,013円	2.4	177.26	71.7%	85.5%	70.2%	95.9%
東北	秋田市	法適	10m <sup>3</sup>	1,101.6円	195.48円	3,056円	4.2	180.10	89.8%	112.9%	90.3%	87.8%
東北	山形市	法適	10m <sup>3</sup>	1,134.0円	216.0円	3,294円	2.8	185.05	87.5%	101.6%	87.1%	91.5%

※弘前市の岩木地区・相馬地区の使用料については、平成26年6月分までの経過措置

(総務省 地方公営企業決算状況調査より)

※各市町村の下水道使用料は消費税率8%に対応したものである。

※累進度については一般用従量使用料の最高額を基本使用料単価(基本使用料/基本水量)で除して算出した。

## 6 一市二制度の検証

... 農業集落排水施設の使用料

### (1) 使用料体系の比較

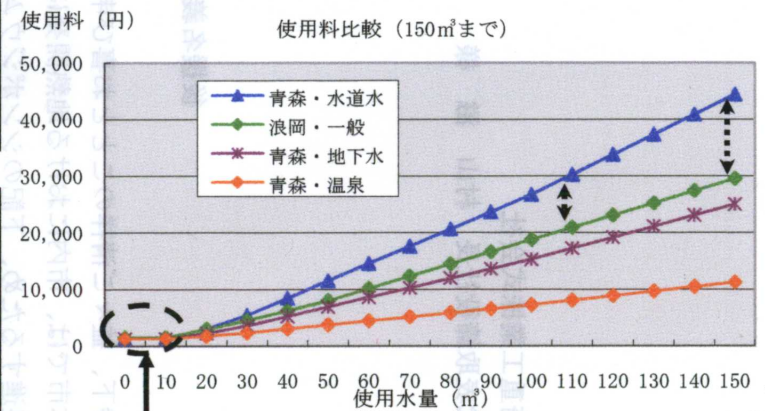
〔※以降の検討は、下水道使用料をも〕

種別	用途区分	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料	
			汚水の量	
				1m <sup>3</sup> につき
青森地区 による水	一般用	1,313.28円 (10m <sup>3</sup> までの分)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	173.88円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	237.6円
			30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	304.56円
			100m <sup>3</sup> を超える分	354.24円
	公衆浴場用		10m <sup>3</sup> を超える分	123.12円
	公設プール用		10m <sup>3</sup> を超える分	123.12円
青森地区 下水道以外の水	一般用	1,313.28円 (10m <sup>3</sup> までの分)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	95.04円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	131.76円
			30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	167.4円
			100m <sup>3</sup> を超える分	195.48円
	公衆浴場用		10m <sup>3</sup> を超える分	22.68円
	公設プール用		10m <sup>3</sup> を超える分	22.68円
	温泉浴場用		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	46.44円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	58.32円
			30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	70.2円
			100m <sup>3</sup> を超える分	79.92円

種別	用途区分	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料(1箇月につき)	
			汚水の量	
				1m <sup>3</sup> につき
浪岡地区 (下水道)	一般用	1,512円 (10m <sup>3</sup> までの分)	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	151.2円
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	172.8円
			50m <sup>3</sup> を超え150m <sup>3</sup> までの分	216円
			150m <sup>3</sup> を超える分	269.48円
	公衆浴場・水泳プール用		10m <sup>3</sup> を超える分	21.6円

①基本使用料及び従量使用料の単価及び各区分における汚水の量  
 ・基本水量を付与し、二部使用料制を採用している点で、同様の使用料体系といえるが、設定時の考え方の違い及び供用開始時期の違いから、累進度が異なる単価を設定している。  
 ⇒使用水量に応じて差額が逡増する。

②水道水以外の水(地下水)の種別  
 ・青森地区の使用料体系は、累進度が高いことから、これを一部緩和するために、地下水の種別及び温泉浴場用の用途区分がある。  
 ⇒一部事業者に対する負担の緩和



※使用水量18m<sup>3</sup>までは、青森地区の方が安価である。

## (2) 青森地区・浪岡地区の収支比較

平成25年度下水道事業の決算見込額において両地区の収支状況を検証した。  
(一部の共通経費は除き、可能な限り分別した。)

(単位：千円)

区 分		合計	青森地区	浪岡地区
歳入	受益者負担金等	114,672	104,538	10,134
	下水道使用料 A	4,193,980	4,065,045	128,935
	一般会計繰入金	1,660,364	1,466,950	193,414
	国庫補助金	1,096,710	1,071,710	25,000
	市債	3,555,900	3,336,600	219,300
	その他	156,259	100,455	55,804
	計	10,777,885	10,145,298	632,587
歳出	維持管理費	2,017,071	1,894,963	122,108
	建設改良費	2,510,350	2,423,232	87,118
	公債費	6,170,670	5,747,309	423,361
	計	10,698,091	10,065,504	632,587
形式収支		79,794	79,794	0
翌年度に繰越すべき財源		73	73	0
実質収支		79,721	79,721	0

### ◆維持管理費と公債費の性質別分類

性質別	雨水処理費	731,746	708,191	23,555
	水質規制費	11,312	11,312	0
	水洗便所普及費	22,895	22,756	139
	不明水処理費	12,958	12,958	0
	その他	688,265	636,684	51,581
	汚水処理費 B	6,720,565	6,250,371	470,194
	うち維持管理費	1,658,698	1,536,729	121,969
うち公債費	5,061,867	4,713,642	348,225	
汚水処理費控除財源 C		2,296,440	2,118,054	178,386
使用料対象経費合計 B-C		4,424,125	4,132,317	291,808
経費回収率 A/(B-C)		94.8%	98.4%	44.2%
普及率(平成25年度末)		78.5%	79.0%	70.4%
水洗率(平成25年度末)		86.52%	88.01%	62.27%

### 両地区において経費回収率が異なる理由

- ①合併前の下水道使用料は、旧青森市は維持管理費100%・資本費算入率95%で、旧浪岡町は流域負担金100%・その他の維持管理費50%で設定されていたため、前提が異なる。
- ②処理区域内人口密度が、平成25年度末において、青森地区56.3人/ha、浪岡地区31.1人/haであり、採算性が異なる。
- ③浪岡地区の供用開始(平成9年)が遅いため、水洗化率が低い。

### 処理方法の違い

青森地区の単独公共下水道事業に対して、浪岡地区は岩木川流域下水道に接続する流域関連公共下水道事業という事業の違いはあるが、事業会計は同一であることから、総括原価方式で原価計算されるべきである。

### 使用料の性質

経費回収率に差がありながらも、負担の異なる使用料体系を維持したままでは、公平性が確保できない。  
また、使用料の対価(汚水処理サービス)は同じであることから、使用料も同一であるべき。  
合併前の比較対象であった岩木川流域構成市町村の指標及び普及の状況から、いずれは改定が必要であったとも考えられる。

使用料は統一すべきである。

手法の検討

### (3) 段階別(使用料・使用水量・件数)比較による検討

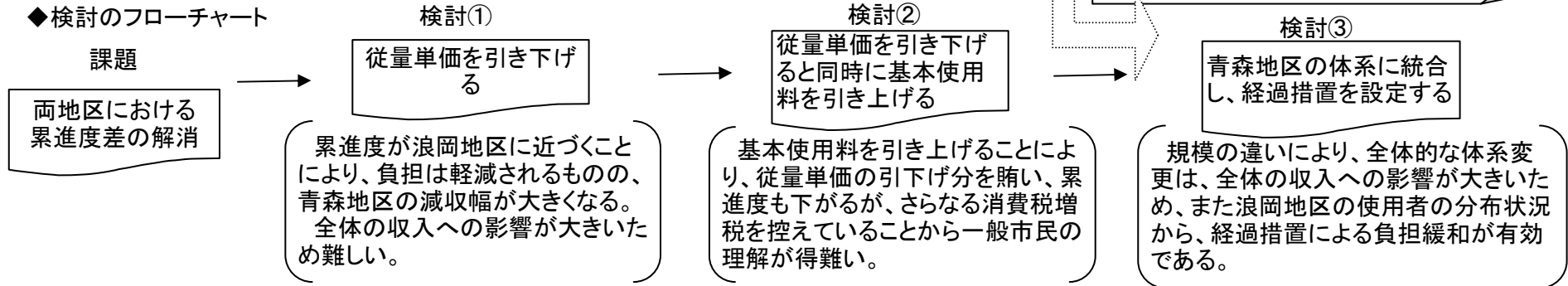
(単位:千円・m<sup>3</sup>・件、円)

水量ランク (m <sup>3</sup> )	青森 調定額	浪岡 調定額	青森 水量	浪岡 水量	青森 件数	浪岡 件数	青森 A 使用料	浪岡 B 使用料	A-B 差額
0 - 10	500,810,256	15,372,314	2,194,037	61,499	401,040	10,730	1,313	1,512	△ 199
11 - 20	765,227,654	25,496,382	5,410,848	174,264	354,704	11,394	3,052	3,024	28
21 - 30	745,829,037	24,063,551	4,566,936	164,095	184,514	6,580	5,428	4,536	892
31 - 40	413,026,893	15,082,249	2,171,598	101,257	62,828	2,922	8,473	6,264	2,209
41 - 50	173,213,175	6,383,118	814,756	41,371	18,300	926	11,519	7,992	3,527
51 - 60	75,294,516	3,019,260	331,840	18,738	6,059	341	14,564	10,152	4,412
61 - 70	41,639,418	1,392,373	175,891	7,958	2,707	123	17,610	12,312	5,298
71 - 80	29,139,026	1,037,089	120,428	5,895	1,601	78	20,656	14,472	6,184
81 - 90	25,744,159	555,610	104,070	3,171	1,220	37	23,701	16,632	7,069
91 - 100	20,317,516	500,094	80,547	2,760	844	29	26,747	18,792	7,955
101 - 250	159,437,401	2,538,898	573,843	13,198	4,069	95	79,883	56,540	23,343
251 - 500	251,866,324	9,316,476	836,556	38,505	2,739	113	168,443	123,910	44,533
501 - 750	135,249,088	9,939,952	437,237	32,770	710	38	257,003	191,280	65,723
751 - 1,000	102,909,192	2,839,385	323,858	7,852	374	10	345,563	258,650	86,913
1,001 - 5,000	368,060,600	10,952,308	1,200,622	83,637	720	37	1,762,523	1,336,570	425,953
5,001 以上	127,960,055	0	427,112	0	50	0	-	-	-
合計	3,935,724,310	128,489,059	19,770,179	756,970	1,042,479	33,453	※水量ランク上限の使用料		

※各数値は平成25年度決算による。  
 ※件数は調定件数であるため、12で除した数値が、およその使用者数である。  
 ※青森地区は水道水による水・一般用、浪岡地区は一般用の数値である。

大多数の使用者は単純統合しても、負担は増えない。ただし、少数ではあるが負担の増える使用者に配慮すべきである。

#### ◆検討のフローチャート



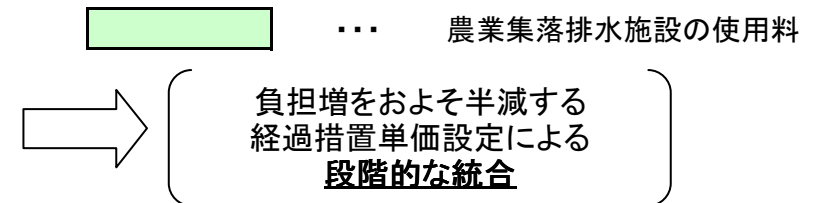
## 7 使用料改定案

現行の青森地区の使用料に統一することとし、浪岡地区においては、激変緩和のため、平成27年度は一部の従量使用料に経過措置を設定することとする。  
よって、実質的な統合は、平成28年度からとなる。(農業集落排水施設使用料も同様の改定案とする。)

【統一後の使用料表】

※本計画の期間が3年であることから、経過措置は1年間で設定することとした。

種別	用途区分	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料		
			汚水の量	1m <sup>3</sup> につき	
水道水による水	一般用	1,313.28円 (10m <sup>3</sup> までの分)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	173.88円	
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	237.6円	
			30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	304.56円	
				経過措置 253.8円	
	100m <sup>3</sup> を超える分	354.24円			
		経過措置 297円			
公衆浴場用 公設プール用			10m <sup>3</sup> を超える分	123.12円	
			10m <sup>3</sup> を超える分	123.12円	
水道水以外の水	一般用	1,313.28円 (10m <sup>3</sup> までの分)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	95.04円	
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	131.76円	
			30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	167.4円	
			100m <sup>3</sup> を超える分	195.48円	
	公衆浴場用 公設プール用			10m <sup>3</sup> を超える分	22.68円
				10m <sup>3</sup> を超える分	22.68円
	温泉浴場用			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	46.44円
				20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	58.32円
30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分				70.2円	
100m <sup>3</sup> を超える分				79.92円	



【類型別使用料の額】

(単位:円)

1月あたりの使用水量 (使用者の類型)	浪岡地区 現行使用料	浪岡地区 経過措置	青森地区 現行使用料
10m <sup>3</sup> (例:単身世帯)	1,512	1,313	1,313
20m <sup>3</sup> (例:一般家庭)	3,024	3,052	3,052
100m <sup>3</sup> (例:保育園)	18,792	23,194	26,747
500m <sup>3</sup> (例:商業施設)	123,910	141,994	168,443
1,000m <sup>3</sup> (例:医療機関)	258,650	290,494	345,563
2,000m <sup>3</sup> (例:福祉施設)	528,130	587,494	699,803

※水量18m<sup>3</sup>までの浪岡地区の利用者は、負担が減る。

## 8 改定(案)下水道使用料による財政計画(平成27~29年度)

(単位：千円)

区 分		平成25年度 (決算見込)	平成26年度 (予算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	期間計
歳入	受益者負担金等	114,672	99,489	69,237	104,142	81,798	255,177
	下水道使用料 A	4,193,980	4,414,494	4,411,001	4,400,719	4,391,536	13,203,256
	一般会計繰入金	1,660,364	1,727,755	1,807,844	1,961,822	2,116,046	5,885,712
	国庫補助金	1,096,710	1,205,290	1,096,000	1,111,000	1,100,000	3,307,000
	市債	3,555,900	3,637,600	3,635,700	3,629,000	3,634,100	10,898,800
	その他	156,259	30,289	19,345	19,350	19,494	58,189
	計	10,777,885	11,114,917	11,039,127	11,226,504	11,343,912	33,609,543
歳出	維持管理費	2,017,071	2,051,573	2,097,359	2,107,565	2,132,059	6,336,983
	建設改良費	2,510,350	2,780,674	2,511,662	2,557,925	2,533,872	7,603,459
	公債費	6,170,670	6,282,670	6,430,106	6,561,014	6,677,981	19,669,101
	計	10,698,091	11,114,917	11,039,127	11,226,504	11,343,912	33,609,543
形式収支		79,794					
翌年度に繰越すべき財源		73					
実質収支		79,721					
※平成25年度の剰余金は決算見込に基づくものであり、平成26年度の数值には、この剰余金は反映しないものとする。 ※経年比較のため、借換債は歳入歳出から控除した。							
◆維持管理費と公債費の性質別分類							
性質別	雨水処理費	731,746	1,021,829	1,023,447	1,048,074	1,050,855	
	水質規制費	11,312	6,964	6,411	6,483	6,642	
	水洗便所普及費	22,895	27,408	23,073	22,626	23,084	
	不明水処理費	12,958	7,014	13,223	14,847	13,750	
	その他	688,265	794,769	818,588	884,263	895,857	
	汚水処理費 B	6,720,565	6,476,259	6,642,723	6,692,286	6,819,852	
	うち維持管理費	1,658,698	1,696,920	1,791,138	1,771,766	1,827,862	
うち公債費	5,061,867	4,779,339	4,851,585	4,920,520	4,991,990		
汚水処理費控除財源 C		2,296,440	2,061,765	2,105,526	2,111,144	2,105,257	
使用料対象経費合計 B-C		4,424,125	4,414,494	4,537,197	4,581,142	4,714,595	13,832,934
経費回収率 A/(B-C)		94.8%	100.0%	97.4%	96.5%	93.6%	95.8%
分流式(汚水公費)繰入金 D		184,761	0	119,784	161,542	303,098	584,424
経費回収率(分流式繰入後) A/(B-C-D)		98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

差額 45,254  
差額 △43,845

◆現行と改定の差額は、浪岡分の使用料収入の差額である。  
◆差額が同額とならないのは、課税売上である使用料が増えることにより、支払消費税が増額となるからである。

※繰出基準に該当し公費負担される経費。

◆分流式下水道の繰入金が減ることにより経費回収率もわずかながら改善する。

## 9 今後見込まれる事業内容

◆今回の財政計画に数値として反映できなかったものの、今後の下水道事業及び農業集落排水事業に影響を及ぼす重要な検討事項です。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
①下水道施設の包括的民間委託						
内容	経営効率化のため各下水道施設(処理場・ポンプ場)の包括的民間委託を検討している。	導入可能性調査(コンサル委託) →	可否の判断 可 ↓ 否 業者選定 →	その他の方法による経営効率化の検討及び実施 委託開始 →	モニタリング・検証	
②汚水処理構想						
内容	地区の特性及び住民の意向等を踏まえ、集合処理(公共下水道等)と個別処理(浄化槽)による整備手法を総合的に検討している。	見直し方針の説明(議会・地元町会) 合併浄化槽拡充制度の検討	→ 整理のついた地区について個別処理施策の促進(浄化槽補助金)			
③八重田浄化センター消化ガス有効活用						
内容	処理場内で発生する消化ガスを民間事業者へ供給(売却)することにより、エネルギーのリサイクルと財源の調達を図る。	可能性調査 発電事業者決定 →	(市)消化ガスを事業者へ供給(売却)開始 ※売却収入は施設維持管理費に充当 (事業者)発電電力の販売開始		※固定価格買取制度期間の最長20年間	
④農業集落排水施設の公共下水道への接続						
内容	農業集落排水区域の汚水を公共下水道に接続、流入させることにより、両事業の効率的な運営を検討する。	対象区域の可能性調査	※接続が可能であり補助金返還を含めたメリットが確認された場合		公共下水道へ接続	

## 10 経営指標と次回以降の使用料改定の考え方

※数値は、改定(案)下水道使用料による。

### ①経費回収率(分流式繰入前)＝污水公費を繰入しない場合

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
94.8%	100.0%	97.4%	96.5%	93.6%

95%以上を目標とする。

この指標が100%を上回る状態は、分流式下水道に要する経費(污水公費)に対する繰入がなくとも、使用料で対象経費を賄っている状況にあり、受益者負担の原則から望ましい。

(平成27～29年度期間計における経費回収率:95.8%)

※5%分を留保する理由＝天候や景気動向などの影響による収入の不確実性を考慮した。

⇒

### ②経費回収率(分流式繰入後)＝污水公費を所要額繰入した場合

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

100%以上を目標とする。

この指標が100%を下回る状態は、分流式下水道に要する経費(污水公費)に対して、繰入を行っても、対象経費を賄いきれない状況であり、基準外繰入が必要となる可能性があるため。

※ただし、一般財源である前年度繰越金等の影響で、決算において100%を下回ることもある。

⇒

### ③起債償還可能年数

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市債残高	84,710,855	83,623,418	82,294,836	80,774,061	79,087,278
償還可能額	3,858,776	4,055,070	4,136,106	4,258,714	4,381,581
償還年数	21.95	20.62	19.90	18.97	18.05

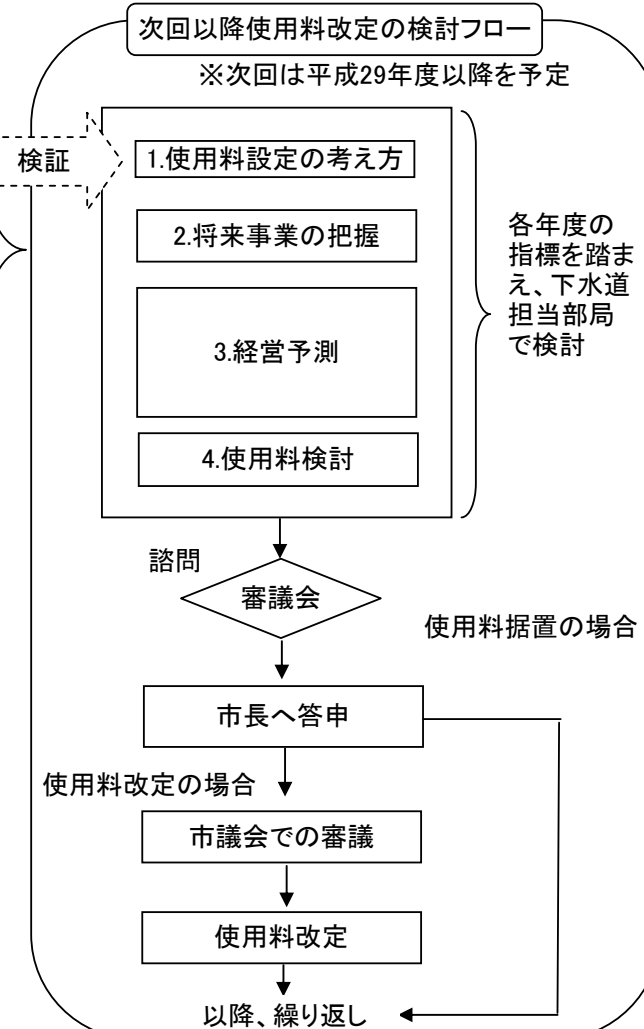
20年以下を目標とする。

今後、市債残高を増やさないと仮定した場合、何年間で現在の債務を償還できるかの目安となる。

※償還可能額:(使用料収入－污水維持管理費充当使用料)＋(起債償還費用に充てた一般会計繰入金)

⇒

◆ただし、農業集落排水事業については、上記のような指標を設定することが難しいことから、使用料改定の考え方及び時期等は下水道事業に連動するものとする。





# 11 農業集落排水事業について

## (1) 決算状況(平成18~24年度)

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>使用料</b>	59,545	63,847	70,373	76,600	79,186	79,190	80,211
<b>一般会計繰入金</b>	203,503	191,793	206,295	205,099	198,196	189,819	202,838
<b>国庫補助金</b>	127,175	0	0	0	0	0	0
<b>市債</b>	169,200	26,400	34,500	46,600	59,100	75,700	72,300
建設事業債	144,600	0	0	0	7,500	13,200	0
資本費平準化債	24,600	26,400	34,500	46,600	51,600	62,500	72,300
<b>その他</b>	18,779	14,162	4,473	7,188	11,485	8,358	4,847
計	578,202	296,202	315,641	335,487	347,967	353,067	360,196
<b>歳 出</b>							
<b>維持管理費</b>	70,748	82,917	90,173	89,697	90,328	95,359	108,795
管渠	13,352	14,274	16,090	16,799	17,892	15,639	20,843
処理場	39,996	51,578	52,053	50,845	52,534	60,059	76,211
一般管理	17,400	17,065	22,030	22,053	19,902	19,661	11,741
<b>建設改良費</b>	293,372	0	0	0	7,500	13,200	0
<b>公債費</b>	202,946	209,162	218,450	234,419	241,872	239,754	248,062
うち元金	112,596	118,781	130,317	149,288	160,078	161,421	173,285
うち利子	90,350	90,381	88,133	85,131	81,794	78,333	74,777
計	567,066	292,079	308,623	324,116	339,700	348,313	356,857
形式収支	11,136	4,123	7,018	11,371	8,267	4,754	3,339
翌年度に繰越すべき財源	0	0	0	0	871	0	0
実質収支	11,136	4,123	7,018	11,371	7,396	4,754	3,339

■水洗化人口の増加に伴い、増収基調ではあるが、その伸びは鈍化している。

■平成19年度以降は、新規建設事業がないため、資本費平準化債の発行が主なものである。

■新規接続の増加とともに逓増している。

■過去、建設の際に借入した分の元金償還が増加している。

行政人口 A	311,101	308,616	306,263	304,321	302,957	300,778	298,462
処理区域内人口 B	7,898	7,789	7,617	7,500	7,441	7,310	7,233
水洗化人口 C	4,242	4,581	4,675	4,608	4,725	4,800	4,876
普及率 B/A	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.4%	2.4%
水洗化率 C/B	53.71%	58.81%	61.38%	61.44%	63.50%	65.66%	67.41%
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	309,716	335,861	370,233	396,100	409,349	422,982	442,300

■処理区域内人口は、減少傾向であるが、水洗化人口は、整備後に接続する使用者により逓増している。

## (2) 農業集落排水施設使用料収入の見込み

推計した人口と目標としている水洗化率及び過去の実績を基礎とした。  
 ⇒各水量ランクごとの件数及び水量を推計することにより収入見込額を算出している。

(単位: 件、m<sup>3</sup>、千円)

		平成25年度 (決算見込)	前年度 比(%)	平成26年度	前年度 比(%)	平成27年度	前年度 比(%)	平成28年度	前年度 比(%)	平成29年度	前年度 比(%)
青森地区	件数	14,729	△ 0.3	14,628	△ 0.7	14,562	△ 0.5	14,544	△ 0.1	14,526	△ 0.1
	有収水量	355,140	△ 1.8	355,230	0.0	353,629	△ 0.5	353,290	△ 0.1	352,946	△ 0.1
	使用料収入	65,608	△ 1.7	69,616	6.1	67,875	△ 2.5	67,825	△ 0.1	67,769	△ 0.1
	1件あたりの水量	24.11	△ 1.5	24.28	0.7	24.28	0.0	24.29	0.0	24.30	0.0
浪岡地区	件数	3,645	6.6	3,810	4.5	3,906	2.5	4,014	2.8	4,116	2.5
	有収水量	82,409	2.1	83,613	1.5	85,816	2.6	87,940	2.5	90,305	2.7
	使用料収入	13,631	1.2	14,223	4.3	15,221	7.0	15,580	2.4	16,012	2.8
	1件あたりの水量	22.61	△ 4.2	21.95	△ 2.9	21.97	0.1	21.91	△ 0.3	21.94	0.1
合計	件数	18,374	1.0	18,438	0.3	18,468	0.2	18,558	0.5	18,642	0.5
	有収水量	437,549	△ 1.1	438,843	0.3	439,445	0.1	441,230	0.4	443,251	0.5
	使用料収入	79,239	△ 1.2	83,839	5.8	<b>83,096</b>	△ 0.9	<b>83,405</b>	0.4	<b>83,781</b>	0.5
	1件あたりの水量	23.81	△ 2.1	23.80	△ 0.1	23.79	△ 0.0	23.78	△ 0.1	23.78	0.0

※上記の数値は、調定額をベースに算出した収入見込額である。

※各年度の使用料収入には滞納繰越分も含む。

※平成26年度から消費税8%に対応した使用料とした。また、収入見込額は、件数・水量の見込に関わらず当該年度の当初予算額とした。

※平成27年10月から予定されている消費税率10%については、実質的な収支に影響を及ぼさないことから8%での試算とした。

### 傾向及び考え方

- ・節水意識の高まりによる1件あたりの水量の低下傾向、世帯数の増加(分離を含む)による件数の増加傾向を踏まえ試算した。
- ・結果として、人口減少の影響から、**青森地区においては減収、浪岡地区は水洗化率がまだ低い現状から、増収の見込み**とした。
- ・全体として増収を見込むものの、下水道事業と比べ規模が小さいことから、影響は軽微である。

### (3) 農業集落排水施設維持管理費の見込み

#### ① 管渠費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	15,409	17,276	18,006	18,006	18,111
修繕費	1,054	935	915	915	1,020
委託料	5,371	6,550	7,300	7,300	7,300
その他	8,984	9,791	9,791	9,791	9,791

・・・管路・マンホールの補修など  
 ・・・下水路の清掃委託料など

管渠に係る費用は、管渠施設の補修、清掃などであり、施設の耐久性及び機能の維持、水害等の事故の防止を図っている。

#### ② 処理場費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	54,330	62,910	64,839	64,879	65,990
動力費	13,650	16,838	16,838	16,838	16,838
修繕費	6,775	9,566	9,360	9,363	10,437
材料費	57	83	83	83	83
委託料	25,238	26,750	29,813	29,813	29,813
人件費・その他	8,610	9,673	8,745	8,782	8,819

・・・主に電気料、燃料費

・・・汚泥処分委託料ほか

農業集落排水処理では、生活排水等の汚水を処理地区ごと一括して処理・浄化している。浄化処理によりきれいになった水を水路や川に流すことで、水環境や衛生環境の保全が行われている。青森地区に7か所、浪岡地区に1か所の処理場があり、常に適切な維持管理に努めている。また、八幡林・桑原地区においては、独自の処理場は無く、公共下水道に接続し処理している。

#### ③ 一般管理費

(単位:千円)

財政計画期間	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	20,461	21,051	25,953	25,024	25,202
委託料	3,106	4,051	4,052	4,058	4,071
人件費・その他	17,355	17,000	21,901	20,966	21,131

・・・主に農業集落排水施設使用料徴収委託料

・・・主に支払消費税、公共下水道接続負担金

一般管理費その他の経費で大きな割合を占めるのは、農業集落排水施設使用料徴収委託料、支払消費税、下水道接続負担金(八幡林・桑原地区)である。

下水道使用料と同様に、徴収業務を水道事業に委託することで効率化を図っている。

また、下水道事業と同様に、課税売上である使用料に応じて、支払消費税の経費が生じている。

公共下水道への接続負担金は、八幡林・桑原地区の農業集落排水施設の管渠を公共下水道の幹線へ接続し、八重田浄化センターで処理することに伴うものである。

#### (4) 農業集落排水事業公債費及び起債発行額の見込み

##### 公債費の内訳

(単位:千円)

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 決算見込	平成26年度 予算	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
建設事業債等 A	201,567	204,644	210,049	224,395	230,316	226,161	232,247	232,252	232,862	232,251	232,491	232,918
資本費平準化債 B	1,379	4,518	8,401	10,024	11,556	13,593	15,815	18,269	21,271	22,274	24,181	29,292
計	202,946	209,162	218,450	234,419	241,872	239,754	248,062	250,521	254,133	254,525	256,672	262,210
(Aの対前年度増減)	-	3,077	5,405	14,346	5,921	△ 4,155	6,086	5	610	△ 611	240	427
(Bの対前年度増減)	-	3,139	3,883	1,623	1,532	2,037	2,222	2,454	3,002	1,003	1,907	5,111

##### 起債発行額の内訳

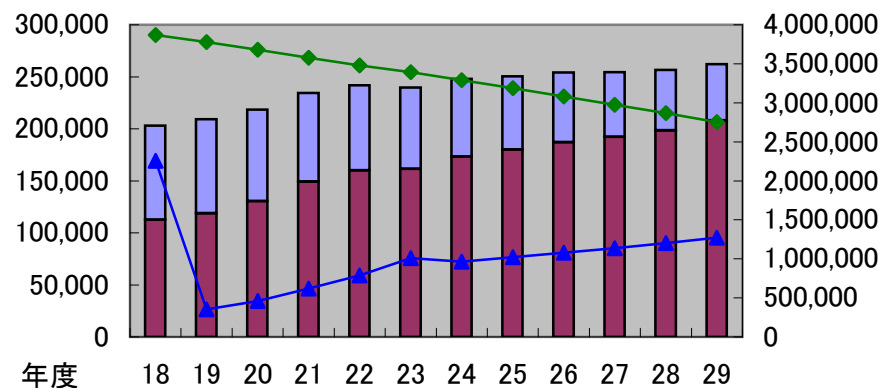
(単位:千円)

	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 決算見込	平成26年度 予算	平成27年度 計画	平成28年度 計画	平成29年度 計画
建設事業債	144,600	0	0	0	7,500	13,200	0	0	0	0	0	0
資本費平準化債	24,600	26,400	34,500	46,600	51,600	62,500	72,300	76,700	80,900	85,300	90,200	95,300
計	169,200	26,400	34,500	46,600	59,100	75,700	72,300	76,700	80,900	85,300	90,200	95,300

元利償還金及び  
起債発行額

公債費の状況

市債残高(千円)



近年は、建設事業を実施しておらず、計画期間内も予定は無い  
ため、起債発行は、繰り延べの性質を持つ資本費平準化債  
のみである。

起債発行額が元金償還額を下回り始めた平成19年度から、  
市債残高は減少傾向にある。  
施設の更新需要がさらに高まる前に、市債残高を低減させる  
必要がある。

- 利子
- 元金
- ◆ 市債残高
- ▲ 起債発行額

## (5) 農業集落排水事業繰出基準に基づく一般会計繰入金

現行使用料による収支見込の数値

(単位:千円)

基準の項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基準 内	【分流式下水道等に要する経費】 ※	108,646	130,076	108,446	108,009	108,194
	【水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費】	573	920	909	910	908
	【高資本費対策に要する経費】 ※※	42,830	41,073	45,044	43,034	44,258
	【臨時財政特例債の償還に要する経費】	2,084	2,084	2,083	2,084	2,083
基準外繰出		31,286	16,351	38,334	36,828	36,878
計		185,419	190,504	194,816	190,865	192,321

※分流式下水道へ繰出する前提

「分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの(※)に相当する額とする。」  
※適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうもの

◆適正な使用料の基準

国の指針では・・・  
「適正な使用料」・・・使用料単価150円/㎡以上  
(平成24年度 青森市 181.35円)  
(家庭用使用料3,000円/20㎡・月)

※※高資本費対策経費

雨水分、汚水公費分に対する一般会計繰出を行ってもなお、地理的条件や個別事情によって使用料の対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対しては、著しく高くなる使用料を抑えるため、**一定水準の使用料**徴収を前提に資本費の一部を繰出対象としている。

◆一定水準の使用料

(6) 現行農業集落排水施設使用料による収支見込(平成27~29年度)

(単位：千円)

区分	平成25年度 (決算見込)	平成26年度 (予算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	期間計	
歳入	農業集落排水施設使用料 A	79,239	83,839	83,096	83,405	83,781	250,282
	一般会計繰入金	185,419	190,504	194,816	190,865	192,321	578,002
	市債	76,700	80,900	85,300	90,200	95,300	270,800
	その他	3,483	127	111	111	111	333
	計	344,841	355,370	363,323	364,581	371,513	1,099,417
歳出	維持管理費	90,200	101,237	108,798	107,909	109,303	326,010
	公債費	250,521	254,133	254,525	256,672	262,210	773,407
	計	340,721	355,370	363,323	364,581	371,513	1,099,417
形式収支	4,120						
翌年度に繰越すべき財源	0						
実質収支	4,120						

※平成25年度の剰余金は決算見込に基づくものであり、平成26年度の数値には、この剰余金は反映しないものとする。

◆維持管理費と公債費の性質別分類

性質別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
水洗便所普及費	573	920	909	910	908
高資本費対策経費	42,830	41,073	45,044	43,034	44,258
その他	2,084	2,084	2,083	2,084	2,083
汚水処理費 B	295,234	311,293	315,287	318,553	324,264
うち維持管理費	89,627	100,317	107,889	106,999	108,395
うち公債費	205,607	210,976	207,398	211,554	215,869

※繰出基準に該当し公費負担される経費。

◆下水道事業と異なり、経費回収率は低く、基準外繰入により経費を賄っているが、他都市の状況からも、事業の構造上やむを得ないと考えられる。  
◆事業の効率化などを継続し、経費回収率を高める努力はしていくものの、使用料については、個別検討ではなく、下水道使用料の改定に連動させることとする。

汚水処理費控除財源 C	76,844	81,026	85,411	90,311	95,411	
使用料対象経費合計 B-C	218,390	230,267	229,876	228,242	228,853	686,971
経費回収率 A/(B-C)	36.3%	36.4%	36.1%	36.5%	36.6%	36.4%
分流式(汚水公費)繰入金 D	108,646	130,076	108,446	108,009	108,194	324,649
経費回収率(分流式繰入後) A/(B-C-D)	72.2%	83.7%	68.4%	69.4%	69.4%	69.1%
行政人口(人) A	296,215	293,215	290,215	287,216	284,216	
処理区域内人口(人) B	7,069	6,997	6,925	6,855	6,782	
水洗化人口(人) C	4,989	5,045	5,097	5,148	5,195	
普及率 B/A	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	
水洗化率 C/B	70.58%	72.10%	73.60%	75.10%	76.60%	

◆一市二制度を含め、下水道使用料に連動し、検討することとする。

### (7) 農業集落排水施設使用料及び経営指標の比較

青森県内及び東北主要都市、岩木川流域構成市町村

区分	構成市町村及び地区	事業形態	基本水量	基本料金	従量単価（1段目） （1m <sup>3</sup> 当たり）	使用料 （20m <sup>3</sup> 当たり）	累進度 小数点1位まで	下水道使用料 との相違	使用料単価 H24決算統計	経費回収率（H24決算統計）		普及率 H24決算統計	水洗化率 H24決算統計
										分流式繰入前	分流式繰入後		
県市	つがる市	非法適	-	1世帯 1,404円	世帯員1人につき530円	-	-	個別	133.38	25.9%	47.9%	39.5%	68.3%
県市	五所川原市	法適	10m <sup>3</sup>	1,260円	136円	2,620円	3.0	個別	96.48	25.9%	48.6%	3.9%	68.8%
県市	青森市（青森地区）	非法適	10m <sup>3</sup>	1,313.28円	173.88円	3,052円	2.7	同一	181.35	36.7%	54.9%	2.4%	67.4%
流域	青森市（浪岡地区）	非法適	10m <sup>3</sup>	1,512.0円	151.20円	3,024円	1.8	同一					
流域	平川市	法適	10m <sup>3</sup>	1,535.0円	153.00円	3,065円	1.6	同一	154.68	43.1%	38.4%	21.0%	75.3%
県市	三沢市	非法適	0m <sup>3</sup>	1,110.0円	99.00円	3,090円	2.5	同一	151.83	19.4%	54.8%	13.7%	50.1%
流域	弘前市（弘前地区）	法適	10m <sup>3</sup>	1,320.0円	177.00円	3,090円	2.4	同一	158.27	27.8%	45.2%	12.7%	63.4%
流域	弘前市（岩木地区）		10m <sup>3</sup>	1,320.0円	171.00円	3,030円	1.8	同一					
流域	弘前市（相馬地区）		10m <sup>3</sup>	1,320.0円	150.00円	2,820円	1.7	同一					
県市	むつ市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県市	八戸市	非法適	5m <sup>3</sup>	1,172.88円	23.76円、203.04円	3,322円	1.5	同一	183.09	30.5%	48.0%	2.2%	71.8%
県市	十和田市	法適	10m <sup>3</sup>	1,823.04円	214.92円	3,972円	1.7	同一	203.08	37.0%	111.0%	13.1%	94.5%
流域	黒石市	非法適	10m <sup>3</sup>	1,985.04円	198.72円	3,972円	1.6	同一	206.04	18.1%	31.8%	0.4%	90.1%
流域	板柳町	非法適	10m <sup>3</sup>	1,440.0円	144.00円	2,880円	1.6	同一	153.67	18.9%	69.8%	28.9%	46.1%
流域	大鰐町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流域	藤崎町	法適	8m <sup>3</sup>	1,404.0円	180.00円	3,564円	1.9	同一	193.94	50.4%	99.9%	49.8%	68.2%
流域	田舎館村	法適	10m <sup>3</sup>	1,974.0円	199.00円	3,964円	1.2	同一	196.35	45.6%	100.0%	9.6%	86.7%
東北	仙台市	法適	10m <sup>3</sup>	759.24円	112.32円	1,882円	6.0	同一	118.38	9.6%	9.6%	0.5%	95.8%
東北	盛岡市	非法適	-	1世帯 1,400円	世帯員1人につき414円	-	-	個別	90.14	15.4%	28.6%	2.7%	82.1%
東北	福島市	非法適	-	1世帯 1,404円	世帯員1人につき486円	-	-	個別	131.82	22.5%	31.5%	1.0%	86.3%
東北	いわき市	非法適	-	基本料 2,130円	人員割料 430円	-	-	個別	136.79	14.9%	57.0%	0.7%	85.2%
東北	郡山市	法適	10m <sup>3</sup>	1,283.0円	173.00円	3,013円	2.4	同一	156.65	28.1%	90.3%	4.1%	69.8%
東北	秋田市	法適	10m <sup>3</sup>	1,101.6円	195.48円	3,056円	4.2	同一	162.80	33.3%	47.7%	3.8%	79.7%
東北	山形市	非法適	-	1世帯 1,274.4円	世帯員1人につき410.4円	-	-	個別	99.95	20.4%	26.3%	2.0%	87.0%

※弘前市の岩木地区・相馬地区の使用料については、平成26年6月分までの経過措置

（総務省 地方公営企業決算状況調査より）

※各市町村の下水道使用料は消費税率8%に対応したものである。

(8) 改定(案)農業集落排水施設使用料による財政計画(平成27~29年度)

(単位:千円)

区 分		平成25年度 (決算見込)	平成26年度 (予算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	期間計
歳入	農業集落排水施設使用料 A	79,239	83,839	83,096	83,405	83,781	250,282
	現行改定			84,398	85,821	86,269	256,488
	一般会計繰入金	185,419	190,504	194,816	190,865	192,321	578,002
	現行改定			193,514	188,484	189,886	571,884
	計	344,841	355,370	363,323	364,616	371,566	1,099,505
歳出	維持管理費	90,200	101,237	108,798	107,944	109,356	326,098
	公債費	250,521	254,133	254,525	256,672	262,210	773,407
	計	340,721	355,370	363,323	364,616	371,566	1,099,505
形式収支		4,120					
翌年度に繰越すべき財源		0					
実質収支		4,120					

差額  
6,206

差額  
△ 6,118

※平成25年度の剰余金は決算見込に基づくものであり、平成26年度の数値には、この剰余金は反映しないものとする。

◆現行と改定の差額は、浪岡分の使用料収入の差額である。  
◆差額が同額とならないのは、課税売上である使用料が増えることにより、支払消費税が増額となるからである。

◆維持管理費と公債費の性質別分類

性質別	水洗便所普及費	573	920	909	910	908
	高資本費対策経費	42,830	41,073	45,044	43,034	44,258
	その他	2,084	2,084	2,083	2,084	2,083
	汚水処理費 B	295,234	311,293	315,287	318,588	324,317
	うち維持管理費	89,627	100,317	107,889	107,034	108,448
うち公債費	205,607	210,976	207,398	211,554	215,869	

※繰出基準に該当し公費負担される経費。

◆経費回収率が改善することにより、基準外繰入が減る。

汚水処理費控除財源 C	76,844	81,026	85,411	90,311	95,411
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

使用料対象経費合計 B-C	218,390	230,267	229,876	228,277	228,906	687,059
経費回収率 A/(B-C)	36.3%	36.4%	36.7%	37.6%	37.7%	37.3%
分流式(汚水公費)繰入金 D	108,646	130,076	108,446	108,009	108,194	324,649
経費回収率(分流式繰入後) A/(B-C-D)	72.2%	83.7%	69.5%	71.4%	71.5%	70.8%



## 12 参考資料 用語解説

### ア行

- ・**岩木川流域下水道**  
浪岡地区の汚水処理を行っている青森県が設置、管理している流域下水道。
- ・**汚水**  
一般家庭からの生活排水(生活雑用水、し尿)または工場や事業場などからの産業排水のことをいう。

### カ行

- ・**行政人口**  
市町村単位の区域でその区域内に住んでいる人の総計(住民基本台帳人口)。
- ・**繰出基準**  
下水道事業は独立採算制の原則に基づいて事業の経費には当該事業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされているが、使用料で賄わなくてはならないのは汚水処理に関する経費であり(受益者負担の原則)、雨水処理に要する経費等、本来一般会計において負担すべき経費については一般会計が繰出金を出すこととされている。  
一般会計が繰り出すための基準は、毎年度総務省から通知されている「地方公営企業繰出金について」に基づいている。
- ・**形式収支**  
歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。
- ・**経費回収率**  
下水道使用料対象経費のうち、使用料が充当されている割合。
- ・**合流式下水道**  
汚水と雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式。  
青森市では昭和50年代以降、合流式整備から分流式整備に切り替えてきた。

### サ行 ①

- ・**実質収支**  
形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。
- ・**資本費算入率**  
下水道使用料の算定において、資本費総額のうち使用料対象経費として算入した部分の割合。
- ・**資本費平準化債**  
下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還と減価償却費の差額について起債を認め、世代間の負担の公平を図るために資本費の一部を将来に繰り延べるもの。
- ・**受益者負担金**  
都市計画法に基づき国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務のこと。
- ・**処理区域内人口**  
下水処理が開始されている処理区域に居住している人口。
- ・**処理区域面積**  
下水を終末処理場により処理することができる区域の面積で、公示された区域の面積。
- ・**人口普及率(普及率)**  
総人口に対する下水道処理区域内人口の割合。
- ・**水質規制費**  
特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令に関する事務、排水設備等の検査に関する事務、除害施設に係る指導監督に要する経費。
- ・**水洗化人口**  
汚水を下水道または農業集落排水施設などで処理している人口。

## サ行 ②

### ・水洗化率

処理区域内人口に対し、汚水を下水道または農業集落排水施設などで処理している人の割合。

### ・水洗便所普及費

排水設備の設置及び水洗便所の改造に関する経費。

## タ行

### ・談合国庫補助金返還金

平成21年、談合等の不正行為によって市に損害を与えたとして、対象企業から賠償金が支払われることとなった(平成28年度まで)。補助事業にかかるものについては国に対して補助金を返還することとなり、賠償金のうち、補助金返還分は下水道事業特別会計に基準外として繰り入れられ、同額を国庫補助金返還金として支出している。

### ・都市下水道

主に市街地内の雨水排除を目的とする開渠式の下水道。

### ・公共下水道(単独公共下水道)

市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道のことで、終末処理場を有するものを単独公共下水道という。

### ・特別措置分

平成18年の交付税措置割合の変更に伴い、平成17年以前の元利償還については従来の交付税措置分を補償するため、交付税措置変更分との差額について起債を認め、後年度の元利償還時に交付税措置することとしている。

### ・独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、地方財政法第6条には「その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営をもってなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされている。

現行制度上、地方公営企業法の全部又は一部を適用するか否かは事業設置団体の任意の判断とされており、青森市下水道事業においては法非適用としている。

## ナ行

### ・二部使用料制

一定の水量(基本水量)までは使用量の有無にかかわらず料金の発生する基本使用料金と基本水量以上の使用量の多寡に応じて水量と単位当たりの価格により算定される従量料金の合算を下水道使用料として支払うもので、現在の青森市で採用している方式である。

### ・農業集落排水施設

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

## ハ行

### ・不明水

汚水処理水から使用料対象水、区域外受入れ汚水、その他の経費負担すべき者が明らかなものを除いたもの。

### ・分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道。合流式整備に比べ、水質保全の効果が高いが、整備費としては割高である。青森市では昭和50年代以降、合流式整備から分流式整備に切り替えてきた。

### ・補償金免除繰上償還

平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、一部の貸付金について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還が認められた。

## ヤ行

### ・有収水量

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

### ・翌年度に繰越すべき財源

当該年度に施行すべき事業を何らかの理由により実施せず(繰越事業)翌年度に繰り越したものに充てるべき現金。

## ラ行

### ・流域下水道(流域関連公共下水道)

2つ以上の市町村の区域における下水を排除、処理するために都道府県が設置、管理する下水道をいう。

### ・累進度

水量区分ごとの最高単価を最小単価で除したものの。